

## 経営者保証ガイドラインにおける当組合の取組方針について

令和5年8月24日  
あさか野農業協同組合

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）の趣旨や内容を踏まえ、経営者保証に依存しない融資慣行を浸透・定着させていくために、以下のとおり取組みます。

当組合は、今後、農業者等との間で保証契約を締結する場合、また、保証人の方がガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、誠実に対応するよう努めます。

1. 農業者等が融資等資金調達のお申し込みをした場合、ガイドラインの要件の充足状況や経営状況等を総合的に判断し、経営者保証を求めない可能性等について、取引先の意向も踏まえた上で検討します。
2. 経営者保証契約を締結いただく場合には、理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を、主たる債務者および保証人に対し行うとともに、資産状況や収入状況、融資額、信用状況、物的担保等の設定状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
3. 農業者等から既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合には、ガイドラインに則して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
4. 事業承継時には、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に保証を引継いでいただくのではなく、保証契約の解除の可能性も含め適切に判断いたします。検討の結果、経営者保証契約を締結いただく場合には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないことといたします。例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
5. 経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、資産状況等を総合的に勘案し決定します。

以上